

5 全美連発第 8 9 号

令和 5 年 4 月 2 8 日

各都道府県美容組合

理 事 長 殿

全日本美容業生活衛生同業組合連合会

理 事 長 吉 井 眞 人

(公 印 省 略)

**全美連 総合福祉共済制度 新型コロナウイルス感染時における
「共済金（死亡）」「特別給付金（入院療養見舞金）」の請求について**

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症について、令和 5 年 5 月 8 日（月）から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」上の 5 類感染症に位置づける旨が公表されました。

これに伴い「特別給付金（入院療養見舞金）」の宿泊施設や自宅での療養の取扱い（以下「みなし入院」）を変更することになりましたので、別紙をご確認ください。

本取扱いは、本制度の引受保険会社幹事会社（ジブラルタ生命）の入院給付金等（個人保険）の取扱いを参考としております。

なお、「共済金（死亡）」の取扱いについては、変更はありません（新型コロナウイルスにより死亡された場合は、死亡保険金+災害保険金 1 口あたり 200 万円の災害死亡の扱いとなります）。

以上

別紙

- 「特別給付金（入院療養見舞金）」の新型コロナウイルスによる宿泊施設や自宅での療養（以下「みなし入院」）の取扱いを終了します。

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては「みなし入院」を重症化リスクの高い方に限定してお支払いしておりましたが、**2023年5月7日（日）までの診断**をもって「みなし入院」の取扱いを終了します。

なお、診断日が2023年5月7日以前の方につきましては、下表のとおり療養終了日が2023年5月8日以降となってもお支払い対象になります。

<参考> 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

新型コロナウイルス感染症 陽性診断日		2022年9月25日 以前	2022年9月26日 ～2023年5月7日	2023年5月8日 以降
入院した場合 (5日以上)		○ 支払い対象	○ 支払い対象	○ 支払い対象
宿泊施設や自宅で 療養した場合 (みなし入院)	重症化リスクの 高い方※	○ 支払い対象	○ 支払い対象	× 支払い対象外
	上記以外の方	○ 支払い対象	× 支払い対象外	× 支払い対象外

※重症化リスクの高い方

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 妊娠されている方
- ・ 重症化リスクがあり、所定の新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方

請求に添付する書類 2023年5月7日以前の診断
<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院発行の「診断書」「領収書」「入院診療計画書」「退院証明書」等 ・ 保健所発行の「就業制限通知書」「宿泊・自宅療養証明書」等 ・ My HER-SYS で表示した「療養証明書」 など <p>(My HER-SYS の療養証明機能については、2023年9月末まで利用可能と厚生労働省より発表されております)</p>
請求に添付する書類 2023年5月8日以降の診断
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退院日のわかる病院発行の証明書または領収書

なお、今後もお取扱いについては変更する場合があります。

何かご不明な点がございましたら、全美連事務局までお問い合わせください。